

有峰森林文化村基本構想

水と緑といのちの森を永遠に

平成13年5月

有峰森林文化村基本構想検討会

はじめに

薬師岳の麓に広がる有峰は、優れた天然林に囲まれた標高 1000m の高原盆地です。そこから有峰湖に貯えられた豊かな水は、電気を生むだけでなく、生活用水や農業用水などとして利用され、常願寺川流域の人々の生活を支えています。さらに、有峰湖畔の遊歩道を散策すると、樹々の緑と湖面、そして薬師岳の姿がなんとも美しく、命の息吹を感じます。このように有峰は、富山県民にとって、水と緑といのちが輝やく、とても大切な場所です。

大正 9 年富山県の電源開発が始まるまでは、この有峰に少ないながらも人々が住み、苛酷な自然の中、森と一体となった気高い森林文化を形作っておられました。戦争による中断を挟んで、昭和 35 年北陸電力によって有峰ダムが完成しました。そして、富山県と北陸電力は、林道使用料収入と両者の負担による特別会計を設け、全国に例のない優れた維持管理のシステムを築き、住民のいなくなった有峰を守ってきました。

しかし、県と北陸電力で有峰を守るだけでは、有峰の本当の価値が多くの人々と真に共有したことにならないのではないかという発想から、私たちは、有峰森林文化村構想を、昨年来、議論してきました。有峰を愛する人々をおおらかに村民ととらえ、その村民の参画を求めること、また、五感で森林を味わう環境学習の場にすべきであるということが、私たちの結論です。

このほど策定された富山県民新世紀計画の基本目標は、「水と緑といのちが輝く 元気とやま」です。私たちは、有峰森林文化村が新世紀計画の幕開けにふさわしい企画だと確信します。どうか、この基本構想についてさらに議論を深めていただき、提案した「水と緑といのちの森を永遠に」という基本理念が、立派に実現されることを願ってやみません。

平成 13 年 5 月

有峰森林文化村基本構想検討会

会長 石坂 誠 一

目 次

第1章	有峰の概要.....	1
1	自然.....	1
2	特徴.....	2
3	課題.....	6
第2章	森林文化としての有峰.....	8
1	森林文化.....	8
2	有峰森林文化村の意義.....	8
3	有峰森林文化村の基本理念.....	9
第3章	有峰森林文化村の基本的な考え方.....	10
1	定義.....	10
2	村民.....	10
3	区域.....	10
4	組織.....	10
5	運営.....	11
第4章	有峰森林文化村の実現のために.....	12
1	憲章の制定等.....	12
2	森林環境学習の展開.....	12
3	情報提供の充実.....	13
4	有峰の保全.....	13
5	施設の再整備.....	14
6	周辺地域との連携.....	15
7	危機管理の充実.....	15
8	今後の進め方.....	15
参考資料	有峰の歴史年表.....	16
	有峰森林文化村区域図.....	17
付属資料	有峰森林文化村基本構想検討会会則.....	I
	有峰森林文化村基本構想検討会委員名簿.....	II
	有峰森林文化村基本構想検討会の検討経過.....	III

第1章 有峰の概要

北アルプスは、富山、新潟、長野、岐阜の4県にまたがる山脈で、その主脈の一つが立山連峰である。富山平野から朝夕に眺める立山連峰は、富山県民の誇りであり、心の支えである。

その一翼を担う標高 2,926m の薬師岳はたおやかで優美な表情を見せ、山容はどっしりと力強い姿を表し、富山県の象徴の一つとして日本を代表する名山である。

その薬師岳、手前中央の鉢伏山、左手前の尖った鍬崎山とに囲まれたところに、有峰盆地がある。

1 自然

(1) 地形

有峰は、富山県の南東部、上新川郡大山町に位置する。薬師岳の麓、常願寺川支流の和田川、小口川及び真川の3流域に広がり、その大部分は、和田川流域に属している。

和田川流域には、面積 5.12 km²の有峰湖がある。これは、昭和 36 年に完成した北陸電力有峰ダムによって和田川が堰きとめられて生まれた人造湖である。

この流域は、有峰ダムを境として著しく異なった地形をなしている。上流部は、有峰湖を中心に、周囲を山で囲まれた標高 1,000m の傾斜の緩やかな高原盆地を形成している。一方、下流部は急峻な峡谷となっている。

また、小口川、真川の両流域は、和田川下流部同様、急峻な峡谷となっている。

(2) 地質

有峰の地質は、飛騨片麻岩類と花崗岩類、それらに不整合で接する中生代手取層群によって構成されている。飛騨片麻岩類と花崗岩類はダムや折立より下流の和田川、小口川、真川流域に分布、手取層群は有峰湖周辺から真川上流域に分布している。なお、跡津-大多和-折立峠-真川を通して跡津川断層が走っている。

(3) 気象

有峰の気象は、富山市と同じ温帯季節風地帯の日本海型の気象パターンを示し、夏期と冬期に降水量が多い。また、平成 8 年から平成 12 年の気象状況を見ると、平均気温は 7.9℃と富山市より約 6℃低く、夏は涼しく冬は厳しい気象であり、年間平均降水量は 2,628mm である。

初雪は平均では 11 月 9 日で、終雪は 4 月 26 日であり、また積雪期間は 11 月 12 日から翌年の 5 月 3 日までである。最深積雪は、最高 413cm、最小 216cm、平均 322cm である。

(4) 動植物

有峰の植生は、樹高や胸高直径の大きな、ブナ群落、ミズナラ群落、オオシラビソ群落、クロベ群落などの良好な天然林が広く生育していることで特徴づけられ、これらは美しい森林を形成している。

また、哺乳類、鳥類、魚類、昆虫、土壤動物等多様な動物が生息しており、希少種も数多く確認されている。

2 特徴

(1) 「水と緑の王国—とやま」の象徴

ア 現在の大きな役割

北陸電力は、常願寺川水系において、27 の水力発電所を有し、最大 81 万 2 千 kw の発電能力を持っている。この電力の大部分は、総貯水量 2.2 億 l の有峰湖に貯えられた水によって生まれるものである。

緩やかな傾斜の有峰盆地には、優れた天然林が広く分布している。このことから有峰ダムは、比較的土砂の流入が少なく透明度が高いダムとして、持続可能かつクリーンなエネルギーを供給している。

有峰湖に貯えられた水は、水力発電に利用された後、生活用水や農業用水、工業用水などとして利用され、常願寺川流域の人々の生活を支えている。

これらの豊かな水をかん養している有峰ダム以南の森林は、水源かん養保安林*に指定されている。これらのことが評価されて、有峰湖周辺の森林は日本の水源の森 100 選の一つに選ばれている。

さらに、有峰の森林が果たしている公益的機能は、洪水や山崩れを防ぎ国土を守る防災の働き**である。有峰では、おおむね有峰ダム以北の森林が、土砂流出防備保安林に指定されている。

昭和 33 年 7 月、和田川流域 7,092ha の森林が北陸電力から県に移譲され、翌年には有峰に事務所を設置し管理を始めた。この有峰森林管理事務所（平成 6 年度から有峰管理事務所）による森林の管理が、資源の充実と公益的機能発揮に少なからぬ貢献をした。

昭和 44 年 8 月、豪雨が県東部を襲い、各地に大きな災害をもたらした。有峰でも、林道が随所で崩壊するなど被害が続出した。

*森林法に基づき、農林水産大臣あるいは知事が、水源のかん養、土砂流出の防備、なだれの危険の防止、風致の保存などの目的のために必要があるとして指定した森林をいう。

** 森林土壌には、多くの隙間（すきま）があり、スポンジのように雨水を吸収して蓄え、徐々に送り出し洪水の防止や濁水を緩和している。また、森林の土の中には木の根が張り巡らされ、土をしっかりとつかんで山崩れなどを防止している。

この教訓と自然保護運動の高まりなどから、昭和 47 年、森林伐採は中止され、森林育成を中心とする治山事業が懸命に進められた。30 年近く経って、有峰は、安定感のある森林を形成するに至っている。

なお、昭和 30 年代から造林樹種適応試験が行われてきており、ドイツトウヒなどは、適応して樹高約 15m までに成長している。

イ 気高い森の文化と変貌の歴史

有峰には、かつて人々が住んでいた。苛酷な自然の中に生きた有峰人は森に依存し、森に生かされ、森と一体となった生活を長く続け、そこには気高い森林文化があった。こうした有峰の象徴の一つが狛犬であった。

暴れ川常願寺川の「禍転じて福と為す」ために、大正 9 年県営水力電気事業の一環として、有峰地域 14,196ha を県が買収したので村民は離村した。

県庁本館 3 階の特別室前に、「富山縣営水力電気事業ノ記」という銅板がある。大正から戦前にかけて富山県は、県直営の電源開発を進め、その最大のものが有峰であった。しかし、昭和 17 年に、その水力発電資産は、国策により日本発送電株式会社に譲渡された。こうした電源開発に立ち向かった先人の英知と努力を後世に伝えるために、当時の知事が記したものである。

この富山県営水力電気事業は、水害を防ぎ発電に利用し、安くて豊富な電力の供給によって産業を興そうという気宇壮大なものであった。現に、昭和 17 年には、富山県は全国 9 位の工業県になった。

戦争による中断を挟んで、有峰の電源開発は、昭和 26 年に発足した北陸電力によって進められた。この電源開発が、北陸の経済成長に果たした役割には極めて大きいものがある。

(2) 先見的な森林管理

ア 明確な権利関係と有料林道

有峰地域は、麓周辺に入会地と国有地が一部存するが、そのほとんどは北陸電力社有地である。また、森林は、入会林を除き、県有林、北陸電力社有林、国有林であり、全て保安林として指定されている。

有峰へ入るには、亀谷、水須、東谷、大多和のいずれかの連絡所で林道使用料*を払わなければならない。また、折立連絡所から先の真川線は、工事車両専用のため、一般車両の通行は禁じられている。

林道は、6 月初旬から 11 月 12 日まで車両の通行が可能であり、積雪期間は、閉鎖される。また、通行の安全確保のため、午後 8 時から翌朝 6 時までは、林

*普通車 1,800 円、大型車 4,300 円、自動二輪車等 300 円である。

道は閉鎖されている。

イ 特別会計による有峰の森林管理

県は、林道使用料収入と、北陸電力及び県一般会計からの支援による有峰森林特別会計を設け、森林と林道の管理をしている。

当初（昭和 33 年度設置）は、木を伐採し、その売却収入が収入全体に占める割合も高く、昭和 40 年代には、剰余金を分配していた時期もある。しかし、昭和 44 年災害の教訓と自然保護運動の高まりなどから、昭和 47 年に森林の伐採中止を決定した。

このため、総費用に対し林道使用料等で不足する分を、県一般会計と北陸電力で折半負担する仕組みが確立されていった。

このように、有峰の土地及び森林の所有者が少なく、積雪期と夜間に閉鎖される有料林道という基盤の上に、県と電力会社による、全国に例のない優れた維持管理のシステムが築かれてきた。

(3) 優れた生態系

有峰には、優れた天然林が広がっており、湖、背後の薬師岳と調和し静寂さが保たれている。まさに、自然と人間が作った森林美であり、昭和 48 年に有峰県立自然公園に指定されている。

和田川の有峰ダム流域は、傾斜の緩やかな高原の盆地であり、その気候は、湿度が低く内陸的である。そこには、シラカバ、カラマツなど優れた内陸的な森林が広く分布している。これらの森林は二次林*で、かつてここに生活していた人々が森林と関わってきたことを今に伝えるものである。

また、尾根筋には、オオシラビソ、コメツガ、クロベの針葉樹が、斜面には、ブナ、ミズナラといった広葉樹が、そして谷筋には、トチノキ、サワグルミといった広葉樹が生育している。このように、尾根の針葉樹林、谷の広葉樹林が、規則的に織り成す豊かな景観を形成している。さらに、有峰林道沿線には、折立の薬師岳登山口のミズナラ、東谷キャンプ場のカツラ、猪根遊歩道のブナなど、有峰の生き証人のような巨木が姿を見せている。

植物相は豊かで、多雪の影響を受けた日本海要素の植物も見られる。環境省の自然環境保全調査では、クロベ群落、シラカバ群落が、特定植物群落**に指定されている。

*その土地本来の自然植生が、災害や人為によって破壊され、そのおきかえ群落として発達している森林のこと。なお、人為の全く及んでいない森林を原生林といい、原生林と二次林を合わせて天然林（あるいは自然林）という（森林・林業・木材辞典）。

**環境省が、一定の基準に該当するものとして植物群落を選定したもの。選定基準には、①原生林もしくはそれに近い自然林、②国内若干地域に分布するが極めて稀な植物群落または個体群など、がある。

また、有峰では、天然林と有峰湖が一体となった優れた生態系が確保されていることから、多種多様な動物が生息している。

- 哺乳類としては、ツキノワグマ、カモシカ、ヤマネ、テン、ニホンザル、モモンガなど
- 鳥類としては、クマタカ、ホトトギス、キビタキ、オオルリ、コマドリ、キセキレイなど
- 魚類等としては、イワナ、モリアオガエル、ヒダサンショウウオ、ヤマサンショウウオなど
- 昆虫としては、ギフチョウ、オオチャイロハナムグリ、ミヤマクワガタ、クジャクチョウなど

このようなことから、有峰は、調査研究の貴重な地域であり、野生生物の宝庫である。

(4) 共生と循環を体感できる絶好の地

有峰には、森林レクリエーション活動の場として利用される2,988haの保健保安林がある。また、猪根遊歩道、折笠遊歩道、砥谷遊歩道、冷夕谷遊歩道、東西半島遊歩道、冷夕谷キャンプ場、東谷キャンプ場、折立キャンプ場があり、心身の健康を取り戻すことができる森となっている。

自然とのふれあいを図る野外レクリエーション施設として、有峰ふるさと自然公園が昭和61年に設置され、この中心的施設である県有峰ビジターセンターは、自然や歴史をビデオ映画、パノラマ、パネルで紹介している。

最近、子供も大人も、樹木にじかにふれる、藪に入り込む、草や藪を分けて進む、野鳥の声に耳を傾ける、星空を見上げるなどといった自然体験が少なくなっている。

例えば、靴底で柔らかい落ち葉の感触を確かめつつ、ブナやトチノキの大きな姿を見ながら猪根遊歩道を歩く。うっそうたる枝葉を茂らせた古樹のたたずまいには、いわば哲人の面影が感じられる。展望台につくと、汗をかいた頬を風が心地よく伝ってきて、正面に大きく有峰湖が見える。視線を左に転ずれば、薬師岳が夕陽に映えて神々しく拝まれる。

樹々、湖、薬師岳には、何か精霊が宿っているような気がする。生と死を幾万回と繰り返し、悠久の中で大切に受け継がれてきた、宇宙の哲理のようなものを感じる。

有峰の遊歩道を歩くと、「人間が生きていくということは、どういうことなのだろう。自然の一員でありながら自分を特別なものと思い込んでいるのではないか。植物も動物もみな同じ命として、互いに助け合う共生をし、生と死の繰り返しの循環をしている。くよくよしないで、元気を出そう」という思いが、素直にわきあがってくる。

このように、有峰は、森林環境学習を展開するにはもちろんのこと、共生と循環から生まれる水と緑といのちの輝きに満ちており、元気を与えられる絶好の地である。

(5) 薬師岳、立山カルデラ、飛騨へ

薬師岳や雲の平方面の奥黒部*への登山口は折立であり、繁忙期には富山地方鉄道有峰口駅から折立までバスが通っている。

また、立山カルデラは、砂防工事が長期的に行われていることから、限られた見学が認められる地域であり、そのときには有峰を通ることになる。

さらに、有峰に人々が住んでいたころ、有峰と岐阜県の神岡、山之村の間には、盛んな交流があった。ダムができて飛越交流はいったん薄れたが、飛越トンネルが完成するなど大規模林業圏開発林道**の整備が進み、「飛越交流サマー in 有峰」が開催されるなど、今、飛騨地域との交流がよみがえりつつある。

3 課題

(1) 悠久の森としての適切な管理

有峰の森林は、昭和 48 年から、木材生産としての伐採を止めており、水源かん養、国土保全等の公益的機能を持続的に発揮するための重要な森林である。また、野生生物が多く生育、生息している貴重な地域である。

昭和 50 年から大規模林道の整備が進められており、平成 20 年頃には小見線の全線改良が完成し、来訪者が大幅に増加すると見込まれる。

これまで以上に、有峰の自然を良好に維持していくため、来訪者には、マナーを守ってもらう必要がある。

このように、公益的機能が十分に発揮できるよう、また、多様な生態系が確保されるよう、有峰を悠久の森としての適切な管理が必要である。

(2) 感動のための工夫

ア 遊歩道への誘導

有峰でゆっくり自然を堪能し、自然との対話から、畏敬の念がわき起こるような、大きな感動を味わってもらう工夫が必要である。

現在、有峰を訪れる人々には、車窓から眺めるか、猪根平、ダム展望台、裾延展望台、小口川展望台、大多和峠展望台等で車から降りて景色を眺める程度の

*日本百名山に、薬師岳、黒部五郎岳、黒岳（水晶岳）、鷲羽岳が選ばれている。これから、薬師岳付近の登山道の整備が進められようとしている。

**略称、大規模林道。なお、大山町小見から、有峰湖、飛越トンネルを経て岐阜県上宝村までの区間は、中河与一の名作「天の夕顔」にちなんで、「飛越高原天の夕顔の道」という愛称で親しまれている。

人々が比較的多い。

このため、遊歩道をゆっくり歩く人が増えるよう、様々な仕掛をこらす必要がある。

イ 受け入れ施設の工夫

有峰の中心である猪根平に着いた来訪者が、どのように行動すればいいのか、分かりにくいという指摘がある。

このため、北陸電力有峰記念館、県有峰ビジターセンター、県有峰青少年の家などの役割を明確化するとともに、導線を工夫する必要がある。

ウ 情報の提供

有峰の自然や歴史に関する貴重な文献*がある。また、優れた文学作品**の舞台に有峰が登場している。こうした文献を統合して検索することや、来訪者の有峰旅日記の公開によって、有峰での感動がふくらむようにする必要がある。

(3) 安全確保のための配慮

有峰では、公衆電話がなく、携帯電話も使えないことから、有峰で安全に安心して過ごすことができるよう、通信施設の整備が望まれている。

なお、救急患者や遭難者の発生時等において、より一層迅速な対応が必要である。

(4) 新たな仕組みの必要性

優れた生態系を有する有峰は、電源開発後、県と北陸電力による先見的な森林管理によっておおむね良好に守られてきた。

間もなく、大規模林道の整備が進み、有峰を訪れる人々が増えることが見込まれる。来訪者には、まず有峰の決まりを守ってもらいたい。そして、有峰の本当の価値を多くの人々に理解してもらい、五感で共生と循環を学んでももらいたい。

このため、現在の県と北陸電力による維持管理を維持しつつ、地元大山町をはじめ、多くの人々の参画を得て、決まりを守り、共生と循環を学ぶための新しい仕組みをつくる必要がある。

*主なものとして、『有峰県立自然公園』（県立自然公園シリーズ2、1995年、県）、『有峰の自然』（1981年、北陸電力）、『常願寺川流域（有峰地域）自然環境調査報告』（1996年、富山市科学文化センター）などの報告書、大山町歴史民俗研究会の紀要がある。

** 中河与一の「天の夕顔」、川田順の短歌、飯田辰彦の「有峰物語」などがある。

第2章 森林文化としての有峰

21世紀は、心と環境の世紀といわれている。この新世紀の象徴の一つが、有峰であろう。林道の整備が進み、これから多くの人々が有峰を訪れることが見込まれる。これまで先人が、守り、育ててきたものをより発展させた、新たな森林文化の創造が求められている。

1 森林文化

森林と人間とがひとつに融合ってつくりあげた文化を、森林文化と呼ぶ。

古くから日本人は、生きるため、森林を荒らさず利用し続ける技術や制度、慣習をつくってきた。その中で形成されたものが、森林文化である。

人々が、豊かで生き活きとした森林に取り囲まれ、幸せに暮らす知恵がいきわたっている。このような状態が、理想的な森林文化であろう。そのとき、森林文化は、制度、慣習、組織、信仰、芸術など様々な姿をとって表現されている。

今、共生と循環の社会への復帰が求められており、そのためには、森林文化、とりわけ樹木にじかにふれる、藪に入り込むといった自然体験を中心にした森林環境学習の充実が望まれている。

2 有峰森林文化村の意義

有峰の歴史を、次のように概観することができる。

- ・ 中世から大正9年の電源開発着手までは、数十戸に人々が住んでいた。そこに、厳しさと気高さをもった文化が形成されていた。
- ・ 大正9年県営水力電気事業のため村民は離村した。以降、村民にかわって県、北陸電力が、有峰をおおむね良好に管理してきた。

住民不在の有峰に村民を新たに見出し、県、北陸電力、大山町の連携協力によって、新しい森林文化の形成に取り組むことは、大きな意義をもつ。

(1) 森林からの恩恵を末永く高めていく意義

現在、有峰の恩恵に浴しているのは、下流域に住む人々である。有峰は、80万kwを超えるクリーンエネルギーの恩恵を与え、30万を超える人々に水の恩恵を与えている。

また、有峰に限らず森林は、洪水や山崩れを防ぎ、二酸化炭素を吸収固定し酸素を供給し、硫黄酸化物や窒素酸化物を吸着循環させ、貴重な生物種を保全している。こうした恩恵も決して忘れてはならない。

こうした恩恵に浴する人々を大らかに村民ととらえて、これらの人々と、有峰に直接関わっている県、北陸電力、大山町が、森林を守り学ぶ仕組みをつく

ることを提案する。

(2) 謙虚な自然観に立ち返る意義

日本では、古来、山にも海にも川にも、そして木にも、神様が宿ると信じられてきた。明治期以来、私たち人間は平野部をほぼ利用し尽くし、様々な生き物を絶滅や山地に追いやってきた。山地には、かろうじて自然が残っており、これを平野部と同じ考えで利用するようであってはならない。

人々が謙虚な自然観に立ち返るきっかけとなることを願って、有峰森林の恩恵を末永く高めていくべきである。そうすることによって、有峰は、富山県だけの財産ではなく、日本、世界の財産になるであろう。

3 有峰森林文化村の基本理念

有峰で森林保全や発電事業に従事している人々と共に、有峰を愛する人々、有峰から恩恵を受けている人々が、有峰を守り、学び、次の世代に引き継いでいくことが、有峰森林文化村の願いである。

有峰を俗化させてはならないという思いは、県民はもとより電源開発に携わってきた人々の間に、今日まで脈々と継承されてきた。

私たちは、有峰の自然から受ける恵みを何の意識もなく享受してきた。しかし、森林美と静寂にあふれた有峰の自然に向き合えば向き合うほど、心身が安らぎ、そして元気がわきだしてくる。さらには、「植物も動物もみな同じ命であって、共生しつつ、永遠に循環している」ということが、胸にすっと入ってくる。

こうしたことから、21世紀を迎えた今、「水と緑といのちの森を永遠に」を、基本理念として掲げることを提案する。

第3章 有峰森林文化村の基本的な考え方

基本理念に沿って、有峰を愛する多くの人々によって、自然を守り学んでいくことにより、有峰にふさわしい森林文化村を形成していくことを提案する。

1 定義

有峰には、保養、散策、森林環境学習、登山、キャンプなど多様な目的で多くの人々が訪れるし、森林保全、水力発電などの事業に携わっている人々もいる。

また、有峰及び亀谷には、県、北陸電力、大山町がそれぞれ施設を持っており、それぞれが様々な展示、相談や講座等を実施している。

これらをより発展させるため、基本理念に賛同し、何らかの活動をしようとする多くの人々がつながり、活動する仕組みを有峰森林文化村とする。

2 村民

有峰を愛し、基本理念に賛同し、何らかの活動をしようとする人を、「村民」と呼ぶ。富山県民はもちろんのこと、より多くの人々に村民になっていただきたい。

村民は、村の運営について、次の参画をすることができる。

- ・自ら企画、立案、実施する行事
- ・森林保全、行事、情報提供などに対する提言
- ・村で開かれる個々の行事

また、基本理念実現のため、村民には、一定の役割を担ってもらうことも検討していく。

3 区域

区域は、有峰県立自然公園の区域とする。なお、活動は薬師岳・奥黒部地域、立山カルデラ地域、立山山麓地域等と連携して行うものとする。

4 組織

(1) 提言組織

森林保全、行事、情報提供など村の運営にあたっての基本的な方針を定めるとともに、諸活動が基本理念や運営方針に沿って適切に行われるよう、提言する組織を置く。

(2) 活動組織

活動組織とは、遊歩道の清掃、探勝会の開催など、村民が積極的な活動を自主的に展開する組織である。例えば、子供たちが森林文化村について意見を交す子

供議会なども魅力的であろう。

有峰森林文化村が、順調に発展し、村民相互の連携協力によって多様な活動組織が生まれることが期待される。

(3) 事務局

提言組織と村の構成員（村民、活動組織、県、北陸電力、大山町）をつなぐ組織として事務局を置き、県、北陸電力、大山町の3者で支える。

事務局は、特に、下流域に住む人々が村民として参画できるように、種々の活発な情報提供を行う。

5 運営

有峰森林文化村の運営は、村民の自主的な活動に加え、県、北陸電力、大山町の支援により一体的に行う。

特に、県における有峰管理事務所、有峰ビジターセンター、有峰青少年の家の一元的管理に配慮する。

第4章 有峰森林文化村の実現のために

これまでの検討をもとに、主な活動等について提案する。

1 憲章の制定等

有峰森林文化村を発展させていくため、基本理念を具体化した憲章、シンボルマークを制定する。

また、工作物は、できるだけ統一して木で作るよう努め、清澄な森林美や静寂の保持に最大限の配慮をする。さらに、有峰の魅力である森林美や静寂が保たれるよう、関係者に強く協力を求めていく。

2 森林環境学習の展開

多くの人々に、森林と人間との関わりについて広範に学習してもらうことが望まれている。そのため、森林浴や山歩きなどを通じて有峰の魅力を感じていただき、さらに、知識を深めていただくため、ソフト、ハードの両面からの支援が必要である。ここでは、主なソフト支援として、次のようなものを想定する。

(1) 学校森林環境教育の実施

県、市町村の教育委員会と連携して、有峰で児童生徒の森林環境教育を進める。

(2) 探勝コースの案内

様々な探勝コースの案内が行えるよう、ナチュラリスト等のガイド配置の拡充を検討する。

また、巨木、名木を見に行く楽しみを呼び起こすことができるよう、名称*をつけ、標識などを設置することを検討する。

こうした取り組みによって、多くの人に、自然環境を損うことなく有峰の魅力に浸っていただけるよう努める。

(3) 講座の実施

野外、屋内を問わず、講師による森林環境学習を、自然体験的なものも含め、有峰語り部講（仮称）と総称し、実施していくことを検討する。

例としては、次のようなものが考えられる。

- 有峰の自然に詳しい人などを、語り部に委嘱し、企画から講師までを担当してもらうもの**。
- 自然、歴史、民俗、文学が総合的に網羅された夏期大学を、県民カレッジと

*例、薬師太郎、薬師花子など。

**例、植物講、鳥獣講、有峰歴史講、星見講、吟行など。

連携して行うもの。

(4) 発電施設の見学

発電所施設などを見学する、親子科学教室等を誘致する。

(5) 有峰歴史民俗資料の展示

有峰に関する映像、文献等の収蔵展示を検討する。

3 情報提供の充実

(1) マナー向上のための啓発

有峰ビジターセンター、林道連絡所等において、来訪者に対し、掲示板、パンフレットなどによりマナー遵守について理解を求める。

(2) ありみネット（仮称）の構築

有峰に関する情報を蓄積し、インターネットで提供することを検討する。

(3) 映像、文献等の収蔵展示

有峰に関する記録映画、写真、文献等を、大山町歴史民俗資料館で展示することを検討する。

4 有峰の保全

有峰を悠久の森として永続していくため、村民の理解と協力を得た上で、次の活動を展開していく。

(1) 自然の保全

有峰森林の資源の充実と公益的機能をより高度に発揮させるため、引続きブナ等を植栽し、早期樹林化を図るなど森林の適正な管理に努める。

貴重な動植物などの環境が守られるよう、生態調査を実施し、保護対策の充実を図る。

また、森林の公益的機能に対する理解を深めるため、有峰森林にかけた費用とその効果の対比を、環境会計*の考えに基づき試みる。

(2) 林道の管理

今後とも、県の有料林道とし、通行車両の安全確保を図るため、引続き猪根平に常駐職員を置いて管理する。

(3) マナーの徹底

*森林を守るために要した経費と、水源涵養効果、土砂流失防止効果等を対比する財務諸表を作成する。

来訪者にマナーを守ってもらうよう、指導助言するため、有峰森林レンジャー隊（仮称）の結成を検討する。

5 施設の再整備

多くの人々が有峰を訪れ、基本理念を理解していただき、十分に自然を堪能してもらえるよう、既存施設を改修するなど、次のような再整備を検討する。

(1) 案内板や標識類の見直し

案内板や標識類について、色、形、材質、耐雪性等の見地から、デザインを総合的に見直す。

遊歩道などの施設が、多様な来訪者の体力、目的に応じて、利用可能か判断できるように、その案内板に表示することを検討する。

(2) 猪根平地区における諸施設の見直し

有峰記念館、有峰ビジターセンター、有峰青少年の家などの施設が、それぞれの特徴を生かしつつ、連携を図り、来訪者へのサービスの提供ができるよう見直していく。

ア 有峰記念館

現在、多くの来訪者に親しまれる施設として食堂施設等の改修を検討している。

イ 有峰ビジターセンター

展示や相談を通じて、遊歩道散策や薬師岳登山などの様々な情報提供を行う総合案内所としての機能強化を検討する。

ウ 有峰青少年の家

宿泊あるいは日帰りを問わず、多くの人々の森林環境学習や登山などに幅広く利用していただけるよう、施設のあり方を検討する。

(3) 自然体験施設の整備

森林浴や山歩きを多くの人々に楽しんでもらうため、遊歩道管理の充実を図るとともに、新たな遊歩道の整備についても検討していく。また、キャンプ場についても再整備を検討する。

(4) 通信環境の向上

有峰では公衆電話がなく、携帯電話も使えない状況にあり、また、ありみネットによる情報発信のためにも通信環境の改善を検討する。

6 周辺地域との連携

村の運営にあたっては、山小屋関係者、立山黒部環境保全協会薬師岳奥黒部地区支部、薬師岳方面遭難対策協議会、小見地区自治振興会など多くの協力を得て行う。

有峰地域の多様な魅力を来訪者に提供していくため、薬師岳・奥黒部地域、立山カルデラ地域、立山山麓地域、さらには飛騨地域等との連携を強化していく。

7 危機管理の充実

救急患者などが発生した場合などの各団体の連携体制を強化するとともに、災害対策マニュアルなどを整備する。

県は、林道管理者として、大雨や救急患者発生時の来訪者や関係者の安全に万全を期していく。

8 今後の進め方

この基本構想をもとに、平成 13 年度に、富山県、北陸電力、大山町で基本計画を定める。

平成 14 年度には、有峰森林文化村を発足させる。

参考資料 有峰の歴史年表

第1期 鎌倉時代から江戸時代まで

中世に始まる有峰の暮し—厳しい中にも豊かな森林文化

- ・ 村に残る懸仏・狛犬などの推定から、鎌倉・室町時代以降、この地に人が住み着き戦乱に破れた武士も隠れ住んだ。
- ・ 標高1,000mを超える高原盆地の有峰は冷涼で稲作は不可能であり、主食は稗作に頼った。それすら凶作に見舞われることが多く戸数を制限して村を守った。
- ・ 加賀藩は十村役人を派遣して作柄を見分し米を与えたが、それでも不足して成人男子は冬場に諸国へ行脚に出ることもあった。
- ・ 有峰人(びと)は無尽蔵の森から柁目の「バン」を切り出し、木楳ころ)を里人に卸した。貴重な交換商品の「わらび粉」は村を挙げて生産した。
- ・ 秘境有峰に悪疫が流行すると医療のすべがなく、ひたすら「岳薬師」(だけのやくし)に祈った。祭日には敬虔な村人は精進潔斎して山に登り頂上には「裸足詣」をした。
- ・ 過酷な自然の中に生きた有峰人は森に依存し、森に生かされ森と一体となった生活を何百年も続けてきた。

第2期 明治から大正9年まで

近代化にも取り残された有峰

- ・ 室町、江戸期と変わらぬ生活をしてきた有峰に、文明開化の波は十分に届かなかった。
- ・ 明治5年学制が施行されても有峰は、夏に僅か1ヶ月だけ「特殊教育所」が開設されるのみで、その恩恵に浴することができなかった。
- ・ 村の西光寺(無住)は富山藩の合寺令の余波で寺号がなくなった。
- ・ 徴兵令も村に及んできたが、彼らはその対応策として「家」を創設して自らを守った。

第3期 大正9年から昭和17年まで

近代化の波—県の電源開発と離村

- ・ 暴れ川常願寺川の「禍転じて福と為す」のために大正9年県営水力電気事業の一環として、14,196haの山林を県が買収したので村民は離村した。
- ・ 村民の多くは伝来の前立薬師、神体、懸仏をたずさえて、富山市、岐阜県舟津(現神岡町)、大山町などに移住した。そのとき、狛犬は売却した。
- ・ 昭和14年 有峰ダムのコングリート打設を開始した。
- ・ 昭和17年 県は、日本発送電に全てを出資した。

第4期 昭和18年から昭和25年まで 電源開発の中断

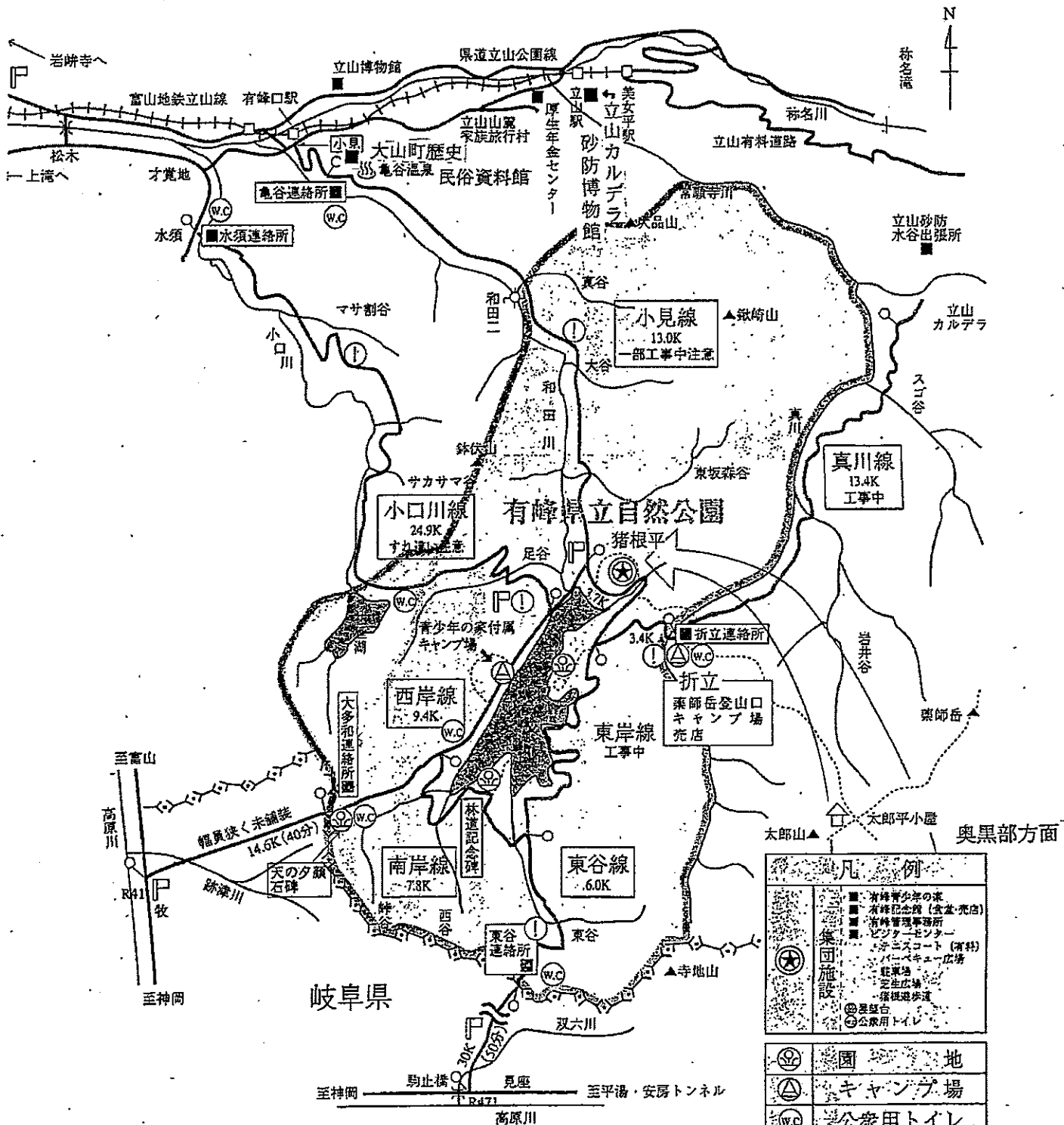
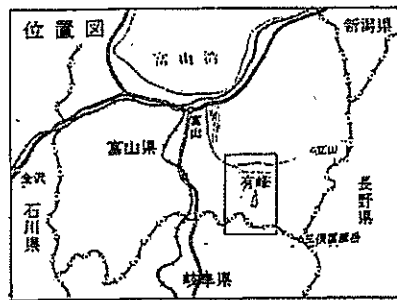
第5期 昭和26年から現在まで

北陸電力の電源開発と全国唯一の森林管理システムの確立

- ・ 昭和26年 北陸電力の発足と同時に、電源開発が再開された。
- ・ 昭和33年 有峰森林が北陸電力から県に移譲された。森林管理システムが構築されはじめた。
- ・ 有峰の森林は、ダム建設のために、盛んに伐採された。
- ・ 昭和34年 有峰森林管理事務所が設置された。
- ・ 昭和35年 有峰ダムが完成した。翌36年までに7つの発電所が運転を開始した。
- ・ 昭和39年 有峰青少年の家が設置された。
- ・ 昭和41年 有峰記念館が完成した。
- ・ 昭和47年 44年災害の教訓と自然保護運動の高まりなどから、森林伐採中止を決定した。
- ・ 昭和48年 県立自然公園に指定された。
- ・ 昭和50年 大規模林業圏開発林道が着工された。
- ・ 昭和52年 現行の森林管理システムが確立した。
- ・ 昭和56年 北陸電力の有峰再開発工事が完成した。
- ・ 昭和61年 有峰ふるさと自然公園が設置された。
- ・ 平成7年 飛越トンネルが完成した。
- ・ 平成12年 小見線に大型バスの通行が可能となった。78年ぶりに狛犬が帰った。

有峰森林文化村区域図

—— 一般道
 歩道



凡例	
■	有峰青少年の家
■	有峰記念館 (食堂・売店)
■	有峰管理事務所
■	センターセンター
■	バスコースト (有料)
■	バーベキュー広場
■	駐車場
■	芝生広場
■	循環遊歩道
○	展望台
○	公衆用トイレ

⊙	園地
⊙	キャンプ場
⊙	公衆用トイレ
⊙	非常電話
⊙	林道電光情報板

有峰森林文化村基本構想検討会会則

(名称)

第1条 この会は、有峰森林文化村基本構想検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 有峰は、その自然・歴史を大切にするとともに、それらの魅力を活かさなければならない地域である。そのため富山県は、県、北陸電力、大山町の協力体制としての有峰森林文化村（仮称）を企画し、基本構想案策定を目的とする検討会を設置する。

(組織)

第3条 検討会は、委員をもって組織し別表に掲げるものをもって充てる。

2 委員の任期は、本会の目的を達成するまでとする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(役員)

第4条 検討会に、会長、会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選で選挙する。

3 会長代理は、会長が指名する。

(職務)

第5条 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

2 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長代理が、その職務を代理し又はその職務を代行する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、議長をつとめる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めたときは、会議の検討事項に関係のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(解散)

第8条 検討会は、その目的が達成されたときに解散する。

(補則)

第9条 この会則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、平成12年12月11日から施行する。

有峰森林文化村基本構想検討会委員名簿

会長	石坂誠一	富山国際大学学長
会長代理	長井真隆	富山県森林審議会会長
	遠藤和子	作家
	酒井雅夫	財団法人立山カルデラ砂防博物館専務理事
	柴 君子	大山町立小見小学校校長
	瀬田信哉	財団法人自然公園美化管理財団専務理事、社団法人日本環境教育フォーラム理事
	筒井迪夫	東京大学名誉教授、森林文化政策研究会会長、森林文化教育研究会会長
	内藤邦彦	富山県森林組合連合会会長、富山県森林公社副理事長
	平内好子	県立新川女子高等学校教頭兼県民カレッジ新川地区センター副所長
	前田英雄	富山県郷土史会常任理事、富山市埋蔵文化財調査委員会委員長、大山町歴史民俗研究会参与
	荒木哲也	北陸電力株式会社取締役経営企画部長
	飯 幸夫	大山町長
	浜岡之隼	富山県農林水産部長 (平成13年3月31日まで上江崇春)

有峰森林文化村基本構想検討会の検討経過

平成12年12月

有峰森林文化村基本構想検討会設置

平成12年12月20日(水) 第1回検討会開催

- ・事務局から、現状、課題を説明し、県、北電、町との協力体制として、有峰森林文化村を提案
- ・主な意見
有峰を愛する人が、参画できるような有峰森林文化村を目指すべきである。

平成13年2月7日(水) 第2回検討会開催

- ・意見交換

平成13年3月29日(木) 第3回検討会開催

- ・事務局から、素案提示
- ・素案に対する意見交換の上、素案を一部修正

平成13年3月30日(金) から4月15日(日) まで

基本構想の要約を県のインターネットホームページに掲示し、
県民意見を募集

有峰森林文化村会議の組織

村長		国際日本文化研究センター顧問	梅原 猛
委員（10名）	会長	富山県知事	中沖 豊
	副会長	大山町長	飯 幸夫
	副会長	北陸電力株式会社代表取締役社長	新木富士雄
	委員	富山国際大学教授	高成玲子
	委員	富山県森林組合連合会会長	内藤邦彦
	委員	JC富山ブロック協議会会長	藤井裕久
	委員	富山県自然保護協会会長	舟崎洋一
	委員	富山県農林水産部長	井田善久
	委員	大山町助役	早水通男
	委員	北陸電力株式会社取締役富山支店長	松波孝之
監事（2名）	監事	富山市収入役	松田善正
	監事	富山県商工会議所連合会常任理事	浜谷元一郎
顧問		有峰森林文化村基本構想検討会会長	石坂誠一
		オークヴィレッジ代表	稲本 正
		財団法人林政総合調査研究所理事長	小澤普照
		財団法人国立公園協会理事長	瀬田信哉
		国際日本文化研究センター教授	安田喜憲
有峰森林文化村懇話会	作家		遠藤和子
		富山医科薬科大学医学部教授	鏡森定信
		富山大学教育学部助教授	黒田 卓
		（財）立山カルデラ砂防博物館長	阿部昌夫
		富山県森林審議会会長	長井真隆
		県民カレッジ新川地区センター副所長	平内好子
		環境教育プランナー	本田恭子
		自然博物館ねいの里館長	湯浅純孝
		立山博物館館長	米原 寛